

平成二十三年一月二十五日

第六十六回東京都卸売市場審議会議事録

東京都中央卸売市場



日時 平成二十三年一月二十五日（火） 午後二時

場所 東京都庁第一本庁舎北塔四十二階 特別会議室A

出席者

会長 福永正通 地方公共団体金融機構副理事長

会長代理 横山彰 中央大学総合政策学部教授

委員 木立真直 中央大学商学部教授

西尾チヅル 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授

大北恭子 特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟常任委員

伊藤裕康 東京都水産物卸売業者協会会長

川田一光 東京中央市場青果卸売会社協会会長

上野和彦 東京都議会議員

川井しげお 東京都議会議員

野島善司 東京都議会議員

馬場裕子 東京都議会議員

柳ヶ瀬裕文 東京都議会議員

幹事 岡田至 東京都中央卸売市場長

塩見清仁 東京都中央卸売市場管理部長

大舩秀次 東京都中央卸売市場市場政策担当部長

横山宏 東京都中央卸売市場事業部長

// // // // // //

小笠原 白 志 野 宮 森  
原 田 村 口 良 本  
広 昌 一 眞 博  
樹 仁 孝 紀 眞 行

東京都生活文化局消費生活部長  
東京都中央卸売市場基盤整備担当部長  
東京都中央卸売市場新市場事業推進担当部長  
東京都中央卸売市場新市場事業計画担当部長  
東京都中央卸売市場新市場整備部長  
東京都中央卸売市場調整担当部長

## 第六十六回東京都卸売市場審議会

午後二時〇一分 開会

### 一、開 会

○松田書記　それでは、大変長らくお待たせいたしましたので、東京都卸売市場審議会を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、当審議会の書記を仰せつかってございます市場政策課長の松田でございます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。

本審議会は、東京都卸売市場審議会条例第七条の規定により、委員の半数以上の出席により成立するととなっております。審議会委員の定数十五名中、ただいま十一名の方々の出席をいただいております。したがって、定足数を超過していることをご報告いたします。

なお、本日は阿部委員、近藤委員及び山本委員が所用のため欠席されてございます。

次に、開会に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の審議会の資料は、既にお手元に配付してございます。順に、「審議会次第」「委員名簿」「幹事・書記名簿」「座席表」「審議会条例」、「第六十六回東京都卸売市場審議会資料一、資料二、資料三及び資料四」でございます。お手元がない場合はお申し出いただきたいと思います。存じます。

以上、資料の確認でございます。

なお、前回の審議会以降の人事異動に伴いまして幹事・書記の変更がございましたが、お手元の「幹事・書記名簿」をもちまして紹介に代えさせていただきます。

それでは、福永会長の方に議事進行をお願いいたします。福永会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○福永会長 それでは、ただいまから第六十六回東京都卸売市場審議会を開会いたします。委員の皆様方には大変お忙しい中をご出席賜りまして、誠にありがとうございます。会議の進行につきましては、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

## 二、新任委員の紹介

○福永会長 まず、議事に入ります前に、前回の審議会以降、新しく委員になりました方がいらっしゃいますので、ご紹介を申し上げますと存じます。

野島善司委員でございます。

○野島委員 よろしくお願いいたします。

○福永会長 柳ヶ瀬裕文委員でございます。

○柳ヶ瀬委員 よろしくお願いいたします。

○福永会長 ご出席をいただく予定ではありますが、まだお見えになっておりませんが、川井しげお委員も新しく委員になりました。

## 三、議題

東京都卸売市場整備基本方針案（中間報告）について

○福永会長　それでは、引き続き議事に入りたいと存じますが、映像、写真の撮影につきましては、ここまでとさせていただきます。

それでは、お手元に配付してあります「審議会次第」に従いまして会議を進めさせていただきたいと存じます。

本日は、「東京都卸売市場整備基本方針案（中間報告）」について審議をする運びとなっております。これからご報告をいただきます基本方針案の作成につきましては、昨年六月の第六十五回審議会におきまして設置された計画部会に検討をお願いいたしております。横山部会長をはじめ、部会の委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、八回にわたりまして大変精力的にご審議を賜りました。この場をお借りいたしましたして、厚く御礼を申し上げます。どうも本当にありがとうございます。

それでは、まず計画部会より基本方針案について中間報告をいただきまして、それに引き続き事務局から具体的な内容についてご説明をお願いいたします。説明が一通り終わりました後に各委員の皆様方からご意見をいただきたいと存じます。

それでは、まず横山部会長からご報告をお願いいたします。

○横山会長代理　ただいまご紹介いただきました部長を仰せつかってございます横山です。座ったまま失礼して、ご説明をさせていただきますと思います。東京都卸売市場整備基本方針案の検討状況について、中間のご報告をさせていただきたいと存じます。

お手元にお配りしてございます資料一、「東京都卸売市場整備基本方針（骨子）（案）の概要」をご参照していただきたいと思います。

計画部会は、左上の「基本方針（案）の検討経過」のところにありますように、昨年六月に開催されました本審議会において、基本方針（案）を策定するために設けられたものでございます。部会の委員は、私のほかに木立委員、西尾委員、山本委員の合計四名でございます。部会では、今、会長の方からご説明がありましたように、資料四のとおり、昨年七月六日の第一回開催以来、これまで延べ八回にわたり検討を重ねてまいりました。

この間、生鮮食料品等流通の現状、それから市場業者の経営状況、市場における品質管理、衛生管理、そして市場の活性化策、環境対策、市場財政、地方卸売市場、豊洲新市場の整備などについて議論し、あわせて市場関係業者の方々のヒアリングを行わせていただき、ご意見を伺いました。この結果を踏まえ、資料二の「東京都卸売市場整備基本方針（骨子）（案）」を取りまとめました。本日、この骨子をご報告させていただきます、審議会委員の皆様のご意見を頂戴した上で、次回の審議会で最終答申案を取りまとめご報告したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の基本方針（案）は、資料一の左側の見出しにありますように、卸売市場が厳しい現状にありますことから、「岐路に立つ卸売市場」という認識のもとに、右側にありますように、卸売市場の将来を見据えて、卸売市場の機能強化と活性化を図ろうというものでございます。

まず、左側の「卸売市場を取り巻く環境」では、世帯構造等の変化、そして生鮮食料品等流通の変化、消費者の食に対する意識の変化などを挙げております。

次に、「卸売市場の現状」として、市場経由率の低下、取扱数量及び取扱金額、そして市場関係業者の経営状況を挙げて、卸売市場が大変厳しい状況にあるということを指摘しております。

そこで、右側の「卸売市場の将来を見据えて」の欄になるわけですが、計画部会では、ここで改めて卸売市場の公共的役割を整理すべきであると考え、特に重要な三点、すなわち都民の食生活の安定、それか



ら都民の食の安全を確保する、そして生産者・実需者がいつでも利用できる開かれた取引の場として整理いたしました。

次に、「中央卸売市場」の欄ですが、まず整備の方針として、一、都民の食の安全・安心の期待に答える、二、生産者・実需者の多様なニーズに応える、三、市場の活性化を図る、四、財政基盤を強化するとして、四点を挙げました。

その上で、「卸売市場の機能強化に向けて」、卸売場の低（定）温化、それから加工・パッケージ施設などの対応、物流の改善、食の安全・安心確保の取組など、六項目にわたって具体的な施策を示しております。

また、「卸売市場の活性化に向けて」においては、市場関係業者の経営基盤強化・取引活性化、人材育成の取組、情報収集・発信の取組など、五項目にわたって具体的な施策を示しております。

さらに、「財政基盤の強化に向けて」では、徹底したコスト削減などの方針をお示しております。

次に、「地方卸売市場」の欄ですが、地方卸売市場の機能強化に向けて施策を示しております。

最後に、「市場別整備方針」ですが、今回の中間報告では大きな考え方を述べるにとどめさせていただいております。

まず、中央卸売市場のあり方ですが、国の整備基本方針では、大規模な市場について、新たに中央拠点市場を指定し、市場間で機能・役割分担の明確化を図るという考えであります。東京都においては、一の中央卸売市場について、市場ごとの特徴や強みを踏まえた着実な整備・運営を図っていくべきであるといった認識を示しております。また、豊洲新市場の整備につきましても、第七次、第八次の卸売市場整備基本方針として本審議会が過去に示してきた答申を踏まえて、豊洲新市場が高度な品質管理、衛生管理や実需者ニーズに応じたサービス機能を備えた市場として整備されることを期待し、今後の卸売市場のあ

り方の一つであるという認識を示しました。

また、地方卸売市場につきましては、引き続き都の支援を行うべきとの認識を示しております。

以上が私の報告ですが、続いて計画部会の各委員から補足説明をお願いしたいと存じます。

なお、山本委員は本日欠席しており、あらかじめメッセージを預かっておりますので、後ほど事務局より代読していただきたいと思います。

それでは、木立委員、西尾委員、順次お願いいたします。

○木立委員　私の方からは、特に消費者ニーズの多様化、実需者ニーズの多様化と市場の機能、あるいは今後の経営戦略ということについて簡潔に補足をさせていただきたいと思えます。

改めて詳細なご説明が後であるかとは思いますが、消費者ニーズ自体が非常に多様化してきている。少子高齢化等もあって、いわゆる消費者、あるいは消費世帯が単身者、あるいは高齢者世帯が増える形で、その食に対するニーズというのは非常に多様化してきている実態があります。

それは商品に対する安全性、鮮度、品質、多様性、それに対するニーズが一面的ではない。消費者によっては低価格を求めますし、消費者によっては高品質であったり、多様な商品を求める。あわせて、小売、あるいは外食を含めてですが、商品の供給ということを考える場合に、特に小売の場合そうですけれども、アクセスが容易かどうか、いわゆる店舗の近接性であったり、あるいは配達の問題、そういったことが今、消費世帯が非常に変化する中で、大きく求められるニーズが変わってきている。

恐らくその象徴的な変化の一つが最近話題になっている買い物難民、あるいは買い物弱者問題である。そういった中で、現在、スーパーマーケットが非常に大きな役割を果たしているわけですが、いわゆる小売業自体が非常に業態の多様化を目指している。大型店だけではなく、小型店の開発にも取り組み、生協等を含めて従来からの宅配に加え、スーパーマーケット等も宅配に取り組んでいる。そういった中で、多

様な小売業態の存在意義が改めて見直されてきているというふうに言ってよいかと思えます。

そういった中で、市場が従来から果たす生産と商品を結ぶ、いわゆる品ぞろえであったり、安定供給という機能が当然あるわけですが、多様化する実需者、さらには消費者、消費世帯が求めるニーズに対応するような、それに適合的な市場機能というのが求められてきている。

そういった意味では、例えば個人的な見解を若干申し上げますと、中央拠点市場に加えて、例えば私見で申し上げますと、地域拠点であったり、地域密着というような類型も考えられ、それぞれの市場―東京の場合、「十一市場のネットワーク」という表現が今回提起されていますが、その個々の市場が直面する環境要因に適合的ないわゆる市場機能、あるいは市場の経営戦略ということを東京都、あるいは市場関係業者が力を合わせて戦略の策定をしていかなければならない。そのことが恐らく流通機能としてだけではなく、東京都という都市の再生、豊かな食を提供する都としても重要になるであろうということを補足的に申し上げます。

以上です。

○横山会長代理　では、お願いいたします。

○西尾委員　西尾でございます。私は、マーケティング、特に消費者行動に関する専門家としての立場からこの計画部会に参加し、本日提示させていただいております基本方針骨子の作成に向けて、ほかの委員の方々と議論してまいりました。

今、木立委員の方から消費者ニーズの変化、流通チャネルの変化、あるいはその他卸売市場における社会的な変化の中でどうあるべきかということについてかなり詳細に補足的にご説明いただきましたので、私が申し上げるところも随分重複しておりますので、ここでは時間の関係上、むしろ私がこの基本方針骨子の作成に向けて新たに強く認識させていただいていることを中心に補足的に申し上げますというふう

思っております。

私の認識といたしましては、卸売市場を取り巻く流通環境、社会経済状況には厳しい面が多々あるかと思えます。特に流通チャネルの多様化の中で、—もちろんこの背後には消費者ニーズの多様化、変化ということがあるかと思えますけれども、この流通チャネルの多様化の中で、卸売市場を必ずしも経由しない取引も増加してきているかと思えます。しかし、消費者への食の安心と安定的な供給という点におきましては、今後もより公共性の高い卸売市場の役割は依然として重要。むしろ、ますます重要になるのではないかと、今後にも強く認識しております。

そのために都は、今後も引き続き卸売市場が的確に機能するように、社会からの役割を正しく認識し、支援していくことが不可欠であるといったようなことを特にこの骨子案の中には盛り込ませていただいております。

一方、今後は、卸売市場は公共的な社会インフラであるという観点から、都民や特に消費者との対話、コミュニケーションといったようなものも今後ますます充実させていくことにも心がけていくべきではないかというふうに思っております。

私の意見は以上でございます。

○横山会長代理　ありがとうございます。

それでは、欠席しております山本委員からのメッセージを事務局より代読していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松田書記　それでは、事務局の方から山本委員のコメントを代読させていただきます。失礼いたします。「計画部会委員という責任ある役をいただきながら、所用により本日の審議会を欠席することとなり、大変申しわけございません。」

私は、食品衛生管理の専門家の立場から、計画部会における基本方針の検討に参加しました。生鮮食品を取り扱う卸売市場においては当然のことながら、衛生管理を充実させ、食の安全・安心を担保していくことが重要です。今回の基本方針の骨子案を作るに当たって私が重きを置いた点を申し上げます。

衛生管理を考える上で、まず卸売市場における現状を分析してみますと、一例を申し上げますが、ハード面では低（定）温卸売場が整備されてきた市場もあるものの、都の卸売市場全体を見渡すと、必ずしも整備が十分とは言えません。また、ソフト面では、卸売業者や仲卸業者が安全・品質管理に関するマニュアルを作成したり、東京都と市場業界に安全・品質管理者を置くなど、日々の衛生管理の向上に努めている様子が確認されますが、実態として十分に衛生管理が行き届いているとは言えない状況も見られます。

私は、衛生管理の水準を向上させるためには、計画期間内において達成すべき目標を設定することが重要と考えます。具体的に目標を定め、それに向けた取組を積み重ねていくことにより、市場を経由した生鮮食品は安全で安心であるということが世の中にしっかりと認知されていくことと思います。ハード面では、大手量販店の物流センターなどのように、閉鎖型構造の施設としてコールドチェーンを確立していくことは時代の趨勢と考えます。また、ソフト面では、品質管理マニュアルに基づく衛生管理の状況について、引き続き検証を行っていくことも大切であると思います。

なお、新たに開場する豊洲新市場については、衛生管理における国際標準とされているHACCPの導入を目指すなど、卸売市場における一つの衛生管理の理想型を作り上げていくべきと考えます。

私の専門分野の観点からの意見は以上となりますが、今回、他の三名の委員の方々と議論を重ねていく過程では、卸売市場が果たす公共的役割などを改めて認識いたしました。また、現に行われている食育や花育といった取組も重要ですが、卸売市場が消費者とのコミュニケーションの機会を充実させていく、このような視点も必要ではないかと思いました。

今後は、最終答申の作成が控えておりますが、他の計画部会委員の方々ともこれまで同様に真摯な議論を行っていききたいと思っております。

国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部長、山本茂貴。」  
以上でございます。

○横山会長代理　ありがとうございます。

会長、以上が私どもの計画部会からのお話で、あと詳しい骨子案の方はまた事務局の方でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○福永会長　それでは、事務局から説明をいただく前に、先ほど申し上げましたとおり、前回の審議会以降、新たに委員になりました川井しげお委員が出席をされました。川井しげお委員でございます。

○川井委員　よろしくお願ひします。

○福永会長　どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、部会長をはじめ計画部会の委員の皆様方から基本方針案の中間報告をいただきました。引き続きまして、事務局から報告書の内容についてご説明をお願いいたします。

○大拙幹事　市場政策担当部長の大拙でございます。大変恐縮ですが、座ったままご説明をさせていただきます。

それでは、早速ですが、お手元の資料二「基本方針（骨子）（案）」を中心にいたしまして、資料三の「参考図表」も参照しながらご説明を申し上げます。

資料二の二ページをお開きください。

まず、基本方針案の「はじめに」ですが、先ほど部会長からお話がありましたように、「岐路に立つ卸売市場」と副題にありますように、卸売市場を巡る状況は一段と厳しくなっていることから、「卸売市場が今

後も生鮮食料品等の流通を担っていくためには、卸売市場の持つ公共的な役割を踏まえ、ハード・ソフトの両面からの確に対応し、都民の安全・安心への期待や生産者・実需者の多様なニーズに応えていかななくてはならない」という基本的な考え方が示されています。

次に、「第一 卸売市場を取り巻く環境」の一の世帯構造等の変化でございますが、生鮮食料品等流通の背景といたしまして、少子高齢化の急速な進展、高齢者をはじめとする単独世帯の増加、また国民の食料消費量が減少傾向にあること、外食・中食などの食の外部化が進展していることを挙げております。参考図表の方では、第一―一から五に關係の資料がございますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、本文の二の生鮮食料品等流通の変化でございます。(一)でございますが、農業、漁業の国内生産力の低下と、農協、漁協等の出荷団体が大型化し、価格形成に対する発言力を強めるとともに、出荷先を選別・集中させる傾向にあることが述べられてございます。(二)では、地域の専門小売店が減少する一方で、都民の生鮮食料品の購入先として量販店が圧倒的なシェアを確保していること、またコンビニエンスストアによる生鮮食料品等の販売、スーパーによるインターネット販売など、小売業態の多様化が見られるとございます。こうした状況の中、いわゆる買い物難民の問題も指摘されてございまして、都市部のスーパーで小型化・多店舗展開をしているものもございます。(三)でございますが、大口需要者による産地との直接取引、産地直売所など、流通チャネルが多様化していること、また主として市場外で流通する輸入農産物が増加していることを指摘してございます。参考図表では、第一―六から十二に關係資料がでございます。

次に、三の食に対する意識の変化でございますが、消費者の食の安全・安心に関する意識が高まっていること、また景気低迷により消費者の低価格志向が再び強まっていること等々が記載してございます。参考図表といたしましては、一―十三に世論調査の結果がでございます。

次に、四の国の卸売市場整備基本方針でございますが、昨年十月に農林水産省が示しました方針では、中央卸売市場につきまして、中央拠点市場というものを新たに位置づけるとしております。また一方で、取扱数量が減少するなど再編基準に該当する市場については、他市場との連携等の措置に取り組むこととしてございます。

次に、「第二 東京都における卸売市場の現状」でございますが、まず、流通チャネルの多元化等々によりまして市場外流通が増大し、青果・水産・食肉のいずれも卸売市場経由率が低下していることを挙げてございます。参考図表といたしましては、十ページに市場経由率の資料を掲載してございます。

次に、本文の二、取扱数量及び取扱金額でございますが、近年はいずれも減少しており厳しい状況であるということを示してございます。参考図表といたしましては、十一ページの第二―二から十七ページの第二―十二にかけて関係の資料がでございます。後ほどご参照いただければと思います。

次に、三、市場関係業者の経営状況でございますが、中央卸売市場の卸売業者については、水産物部、青果部では総じて受託販売数量の減少・買付販売数量の増加傾向が見られること、また仲卸業者につきましては経常赤字に陥っている業者が多いような状況、こういったことが指摘されてございます。さらに、地方卸売市場につきましては、すべて民営の市場であり、資金確保が課題になっていることが指摘されてございます。参考図表といたしましては、十八ページに關係の資料を掲載してございます。

次に、「第三 卸売市場整備基本方針」でございますが、副題は、先ほどご紹介がありましたとおり、「卸売市場の将来を見据えて」でございます。今後の卸売市場整備計画の前提として、卸売市場が果たしている役割について改めて整理をした上で今後の方向性を見いだしていくとさせていただきます。

そこで、一の東京都における卸売市場の公共的役割でございますが、ここでは（一）都民の食生活の安定、（二）都民の食の安全を確保、（三）生産者・実需者がいつでも利用できる開かれた取引の場の三点に



ついて整理してございます。

その上で、三の中央卸売市場整備の方針でございますが、(一)都民の食の安全・安心への期待に応える、(二)生産者・実需者の多様なニーズに応える、(三)市場の活性化を図る、(四)財政基盤を強化する、この四点にわたりましてその考え方を説明してございます。

次に、四の中央卸売市場整備の具体的な施策の方向性でございますが、ここから具体的な施策の提言になってございます。

まず、(一)の卸売市場の機能強化に向けてでございますが、アでは、生鮮食料品等流通におけるコールドチェーンの確立といった観点から、低(定)温卸売場を積極的に整備していくこと、イでは、加工・パッケージ施設について、市場用地貸付制度の活用を基本に整備していくこと、ウでは、各市場の実情や特性に応じた荷さばき施設の整備を進めるべきであること、エでは、食の安全・安心の取組といたしまして、安全・品質管理者―「SQM」とございますけれども、これはSafety and Quality Managerという意味でございますが―が連携いたしましたして、市場における品質管理、衛生管理の向上を図るべきこと等々が記載されてございます。オでは、地球温暖化対策といたしまして、太陽光発電設備等の推進等、また、自動車排ガス対策といたしまして、小型特殊自動車の電動化を引き続き推進していくべきことが挙げられてございます。最後に力でございますが、多くの中央卸売市場が災害時の広域輸送拠点に指定されてございますので、そういった取組につきましても適切に対応していく必要があると書いてございます。

なお、先ほど申し上げました市場用地貸付制度、それからSQMにつきましては、関係の資料が参考図表の方に掲載してございます。

次に、本文(二)の卸売市場の活性化に向けてでございます。

アの市場関係業者の経営基盤強化・取引活性化でございますが、ここでは第八次の基本方針と同様でござ

ございますが、卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者に分けまして、それぞれ業界の皆様が取り組んでいただくべきことについて記述してございます。また、⑤では、東京都が取り組むべき事項として、引き続き財務検査等の取組を着実に実施する必要があること、また、市場関係業者からの各種書類の提出等々につきまして、事務の簡素化の観点から必要な検討を行うべきことが記載されてございます。

イの人材育成の取組と情報収集・発信の取組ですが、東京都は市場関係業者が主体的に行う人材育成の取組に対して積極的な協力や側面的な支援を検討すべきこと、また、様々な情報につきまして、市場関係業者が連携して収集・発信し、情報を有効に活用する取組が必要であること、さらには、東京都が公表しております取引情報につきまして内容を一層充実すべきこと等々が記載してございます。

ウの専門小売店、量販店・外食産業事業者等への対応でございますが、専門小売店につきましては、地域における生鮮食料品等流通の重要な担い手であると位置づけまして、卸売市場として支援していく必要があること、また、仲卸業者等が行いますリテールサポート等につきまして、東京都は引き続き支援を行うべきこと、さらには、専門小売店の魅力を紹介するための広報活動を展開していくべきこと等々が記載されてございます。また、量販店や外食産業につきましては、安定取引に対するニーズに応えるよう、市場関係業者は積極的に対応すべきこと等々が記載されてございます。

次に、エの都民・消費者に対する取組ですが、卸売市場に対する理解を促進していくため、市場見学、食育・花育等の取組につきまして、さらには都民・消費者との交流を図る観点から推進していく必要があると、こういったことが記載されてございます。

次に、オの経営戦略の確立でございますが、これは国の整備基本方針でも今回新たに示された事項でございますが、ここでは東京都と市場関係業者が一体となつて卸売市場の位置づけ、役割、機能強化の方法、施設整備、市場運営のあり方等を明確にし、卸売市場として経営戦略を確立する方策を検討すべきである

としてございます。

次に、(三) 財政基盤の強化に向けてでございますが、ここでは卸売市場の機能強化、活性化の基盤となります。まず、アの市場財政の現状と見通しでございますが、これは東京都の中央卸売市場会計が赤字である状況などを記載してございます。そこで、イの財政基盤の強化でございますが、徹底したコスト削減、市場運営の基盤である市場使用料について、市場使用料あり方検討委員会の検討を踏まえて適切に対応すべきこと、さらには、遊休施設等について、有効かつ多様な活用方法を検討すべきことが挙げられてございます。

次に、五の地方卸売市場の機能強化でございますが、ここでは地方卸売市場が特に多摩地域において生鮮食料品等流通の中心的な役割を果たしていることを踏まえて、東京都が引き続き地方卸売市場と連携し、安定供給に寄与していく必要があること、また、東京都は引き続き卸売場の低(定)温化ですとか耐震補強などの施設整備について、助成事業により支援していくべきことが記載されてございます。

次に、「第四 市場別整備方針」でございますが、先ほど横山部会長からお話がありましたとおり、ここでは大きな考え方が示されております。

まず、一の中央卸売市場、(一)市場の特色・特性を生かした施設整備・市場運営でございますが、東京都の中央卸売市場はそれぞれ特色を有していること、また十一の市場が同一の開設区域において一体となつてその機能を発揮していることが示されてございます。先ほど国の第九次の卸売市場整備基本方針において中央拠点市場という話があると申し上げましたけれども、東京都は中央卸売市場が十一ありまして、これらが一体的に機能を発揮しているという他都市の市場とは異なる事情を有しております。したがって、各市場について、その特徴、強みなどを生かしながら、着実な整備・運営を図り、また十一市場のネットワークによる総合力を強化し、都民の食生活の安定に向けた責務を果たしていくべきであるとしてござい

ます。

次に、(二)豊洲新市場の整備でございますが、ここでは築地市場がこれまでございました位置づけを踏まえまして、三行目のところでございますけれども、「今後の卸売市場に必要な高度な品質・衛生管理施設を備えるとともに、多様な実需者のニーズに応じたサービス機能を備え、先進的な市場流通を実現できる卸売市場であり、今後の卸売市場のあり方の一つを示すものである」としてございます。

最後に、二、地方卸売市場でございますが、東京都が引き続き支援すべきであるとしてございます。大変雑駁でございますけれども、説明は以上でございます。

○福永会長　　どうもありがとうございます。

それでは、ただいまのご報告を踏まえまして、基本方針案の骨子につきまして、ご意見、ご質問のある方には挙手をしてご発言をお願いしたいと思います。どうぞ。

○馬場委員　　まず、計画部会の担当の委員の皆様には、六回の会議、そして骨子案の作成ということで大変ご尽力をいただきましたことを御礼申し上げます。

本日示されましたこの基本方針(骨子)(案)の中で、大きく三点ご質問させていただければと思います。まず、今、国との関係で拠点市場のお話がありました。国の方針が十月に出ているということで、最後のところの市場整備方針のところ「国は」というところ、第四の一の(一)でしょうか。「国は」というところのご説明と「従って」というところの文章になっているんですが、これは要は、国は方針を出されなければ、東京はこういう形で今までもやってきているので、特段影響はないというふうに読み取ってよろしいのでしょうか。

会長、質問、全部申し上げたほうがいいですか。一つ一つでよろしいですか。

○福永会長　　いかがいたしますか。事務局は……

○横山会長代理　どちらでも。会長にお任せします。

○馬場委員　関連がなければ一つ一つでお願いしてよろしいでしょうか。

○福永会長　じゃあ、一つ一つお答えいただけますか。それじゃあ、今の国との関係について、部会長。

○横山会長代理　国は国の考え方があって、日本全体のことを考えて中央拠点市場というようなこと、位置づけが重要だというご認識で基本方針を策定してきているのではないかと思います。私どもの東京都の中央卸売市場のあり方としては、そうした選別をするという考え方に立つ前に、現実に今どういうような機能を果たしているのかと、そしてその機能を強化する上でどうしたらいいのかということから考えるべきではないかという点で、先ほど木立委員の方からの個人的な意見だがというお話もありましたが、出てきたご意見の中には、そうした機能の役割分担というものについて少し慎重に議論をしていくべきではないかということ、それぞれの市場がそれぞれの役割を担う、補完し合う、そして一体となってネットワークとして発揮していくような整備の方向性もあるのではないかということ、国は国のお考えがあるにしても、東京都としては東京都の方向性を出していったらというぐらいのところでございます。

以上でございます。

○馬場委員　ありがとうございます。

三回のときの資料でしたか、それぞれの市場の細かい資料を拝見させていただきました。例えば築地の市場でも、東京都内での流通というか、搬出というんでしょうか、それが四割で、都外へ六割運ばれていると、荷物が移動しているというようないろんな市場も大体同じような状況なんです。そういうこと自体、東京都の中央卸売市場を含め地方市場も首都圏全体の市場の大きな役割を担っているというふうに思わざるを得ないんですが、そんな中で、これからの再編整備の中で、特に大型になってくるときに、市場の役割の中で物が動く物流センターというふうな言われ方をよくしますが、そうしたところに大きく物が

動くというふうな傾向にならざるを得ないと。ですので、拠点市場という言葉で都民の皆さんにどんなふうの説明したらいいのかなという思いでちよつと質問させていただいていますが、市場というものの役割を拠点市場と言ったときに受け止める方がどんなふうに受けとめるかということも含めて、東京はどういう状況であるかということも含めて、これからの答申案に、もう少しその辺のご説明をしていただけたらありがたいというふうに思っております。

二つ目の質問は、今回のこの六回の中で二回、市場の関係の事業者の皆さん等にヒアリングをしておしやいます。どんなふうなことをお聞きになりたいかということを出されて、それからヒアリングにどういうことをまとめてその団体なり皆さんがヒアリングなさったかという資料も一部はあるのですが、全体に私ども、手元に実はまだいただいていないような気がいたします。

それで、今回の市場関係者のヒアリングというのは大変大きな課題だというふうに思います。今まで全般に述べていただいた今置かれている市場の問題ということは私も重々理解いたします。ですから、今後どうしたらいいかというときに、その市場を担っていただいております関係者の皆さんがどういうふうにこの今後の方針を受けとめていらつしやるかということは大変大きなことだというふうに思うのですが、その辺のやりとり等が私どもに見えてきていないものですから、それがこの今回の骨子案の中に含まれているというふうに受けとめていいのでしょうか。

例えば今もご説明がありました四ページぐらいでしょうか、第三、四の―骨子案の四ページ、五ページ辺りになりますでしょうか。三ページからになります。具体的には四ページから五ページにかけて、卸売市場の活性化に向けて等のところ、具体的に「卸売業者は、資本提携・合併や業務の効率化・共同化」というふうな文章になっております。②のところでは、仲卸業者も「提携・合併等による統合大型化を推進し」というふうな表現になっていて、その後、それぞれ関連業者、また下に行つて人材、専門小売店と

いうふうになんぞれ文章になつてゐるのですが、こうしたこれからの市場の方針、基本方針について、関係業界の皆様はご了解をいただいたというふうになんぞ、その上でこの骨子案になつてゐるといふふうになんぞ受けてよろしいのでしうか。

○横山会長代理　私だけの考えでは舌足らずの部分もあるかと思ひますので、また事務局から詳しく、どういふふうになんぞ反映をしてきたかといふ個別のことについてはお答えいただきたいと思ひますけれども、市場関係業者は、委員もご案内のようになんぞ、いろいろなお考え、多様な正にお考えがあります。そういう中で、私どもとしては、丁寧にヒアリングでご意見を頂戴し、そしてそれを反映できる部分を実実に反映させてきつてゐるといふふうになんぞ理解してごさいます。ただ、この骨子案について、まだフィードバック等はしてありませんので、こういう取りまとめ方をしたといふことについては、今後、今、委員がおつしやられたように、市場関係業者が納得してゐるのかと、了解してゐるのかといふことのご質問については、まだこれらの段階だといふふうになんぞ理解しておりますが、少なくとも丁寧に反映をさせていたいただいと私自身は理解してごさいます。

それから、委員が六回六回とおつしやいますが、私どもは八回やつておられますので、訂正をさせていただきます。ご無礼ですが、八回やらせていただいておられます。

では、事務局のほうでよろしくお願いいたします。

○大臚幹事　補足で説明させていただきます。

計画部会では、業界の合計十一団体から、資料にありますとおり、十月十九日と十一月十六日、二日間にわたりましてヒアリングを行いました。ヒアリングでは、市場の衛生管理・品質管理、市場の活性化・機能強化、それから今後の市場づくり、それと市場の環境対策などをテーマにいたしまして、様々なご意見を頂戴いたしました。

その内容でございませけれども、市場の衛生管理・品質管理につきましては、食の安全・安心の確保の観点から、先ほど申し上げました市場におけるユールドチェーンの確保が重要であると、こういうご意見が幾つかの団体から出されました。また、市場の活性化に向けましては、開設者、それから卸・仲卸と市場全体で市場の運営を強化すべきといったような意見ですとか、今後の市場運営に当たりまして、都は拠点市場とその他の市場のあり方をどういうふうにするんだと、それを示すべきだと、こういったようなご意見もいただきました。また、市場の環境対策につきましては、場内で使っていますターレー、フオーク等の電動化を引き続き推進すべきこと、また、先ほどのご報告にもありましたように、太陽光発電を利用したエコ市場を目指すべきだと、こういったような意見もいただきました。

その他といたしまして、業務の効率化の観点から、提出書類の簡素化に取り組むべきであるとか、価格形成につきまして一層の透明性を求める、あるいは中小零細の小売業者の社会的な役割を評価すべきだといったような、様々なご意見が出されました。

これらのご意見につきましては、この骨子案の作成の際に参考にさせていただきますけれども、この十一団体につきましては、本日この審議会が終わりましたら、この中間報告案を配布いたしまして、御礼を申し上げて、更にご意見を頂戴したいなど、こんなふうに思っております。

○馬場委員　ありがとうございます。ということは、この案はあくまで骨子案だからということで、それをまた反映して最終答申案を作られると。それは答申案の最終が出てこないと私たちには分からないですね。—分かりました。分からないことが分かりました。

それで、なぜかと申しますと、やはり一番大事なところなんだと思います。私たちがここでこうして欲しいと—こうして欲しいというか、思っていることと市場を担ってくださっている業界の皆さんの思いと一緒にならないと、せっかくの基本方針が実行されないということになりますので、大事なところす



ので、是非ともそこは丁寧にお願いをし、更に要望を先にいただいてやはり骨子案も作る方がいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

三つ目は、最後の第四のところの市場別整備方針の豊洲新市場の整備についてでございます。

この審議会では、第七次の際に確かに築地を廃止し、豊洲の新市場に移転をするというふうに決められたと私も了解はしております。しかし、その後、土壌汚染の問題が出まして、この間、議会でも正式に申し上げます。東京都中央卸売市場築地市場の移転・再整備に関する特別委員会というのを設置いたしました、ここで検討を進めてまいりました。その検討の中間のまとめというのを十月五日に議会に提出いたしました、この計画部会の中でも、資料として私どもの方にも頂きました。

こうした前回審議会で決めた決定ですが、その後、検討をしなければならぬような状況になったというのを踏まえて私ども、議会でも取り組んでいるわけですが、土壌汚染地域に市場を作るということは今まで前例がないようなことだと、特に豊洲の場合は大きな市場ですから前例はないと。こうした市場そのもの―先ほどお話しのお取引の中での安全性というのはいささかやっていただけというふうに思うんですが、そもそも市場を作るところの問題点というのをどう考えたらいいかというの、私どもは大変大きな課題だと。都民の皆さんの安心と安全を担わなければならぬ市場を移転することについては、その候補地としてどうかと言うことは大きな課題だというふうに実は思っております。

そのことで、この前にも述べられている財政の問題も含めてですが、計画の年限の問題も含めて、私どももそれなりに検討しました。このことが計画部会の中で、部会の中のまとめ、検討されたことがどのようなに扱われたかというのを聞かせていただければありがたいのですが。

○横山会長代理　　昨年の第六十五回のこの審議会で今、委員からお話のあった豊洲新市場整備の経緯については事務局からご報告があつて、そして委員と同じように私どももその報告を受けて、その後、昨年の八月

に公表された予定地における汚染物質の除去実験の結果報告など、それからその後の新市場整備に係る動向については、この計画部会を開催してから随時事務局から資料の提供を受けておりました。そして、私どもとして、一回はしっかりと豊洲新市場整備について計画部会として議論をする必要があるという判断のもと、第六回の計画部会において事務局から改めて豊洲新市場整備について、その概要、これまでの経緯、そして土壌汚染対策、それから築地の現地再整備の動向について説明を受けました。

特に今、委員がご心配の向きの土壌汚染対策については、私たちの計画部会の四人の委員とも、私を含め、専門的知識を持ち合わせておりません。技術会議、専門家会議を通じて、いわゆるリスク評価ということで、客観的な専門家の科学者としてのお立場からどういような評価がなされているのか、そしてその専門家の方々を交えてどういような対策が示されているのかということについて説明を受けました。そして、少なくとも私たちが計画部会の委員は、きちんとした対策が示されているという認識をいたしました。

そしてまた、東京都の都議会、正に都民の代表者である議員の皆さんの集合体である議会の特別委員会で様々な議論がなされていることも私どもの計画部会の各委員は承知しております、そして、特別委員会で議論された現在地の再整備案については、すべてが順調に進んだとしても完成までに十数年かかるということや、それから今の築地市場における施設の著しい老朽化の現状を踏まえて、昨年十月にこれも都民の代表者である知事が移転に向けた手続を開始するといった方針を打ち出したこと等に関する説明も同時に受けました。

したがいまして、都議会のお考えと、そして知事のお考え、両方のご説明を私どもは受けたわけでございます。

このような説明を踏まえて、豊洲新市場整備に向けて集中的な議論を第六回の計画部会で行いまして、土壌汚染対策や卸売市場の安全・安心について、都民や市場関係者が安心できるような情報開示を行うと

いったいわゆるリスクコミュニケーションというんでしょうか、そういうようなリスクコミュニケーションを維持していくべきではないかというようなご意見や、それから、豊洲新市場が新しいインフラを整備することができるので、新しい市場のモデルになる、そういう方向で進めるべきだといったご意見や、そして、市場関係者全体が、これは消費者としての都民も含めて、恩恵を受けるような方向で進めるべきというご意見や、それから、全国のかつ拠点的な市場として、多様なニーズに合致した物流効率のよい市場を整備しなければならぬといったご意見や、それからまた、先ほどご紹介があった山本委員の方からは、H A C C P というような高度な衛生管理を実現する国際的な標準に合致する安全管理手法を導入する、そういうことが豊洲新市場では期待できるのではないかといったようなご意見が出されました。

計画部会としては、こうしたご意見や、豊洲新市場が今後の卸売市場に求められている高度な品質・衛生管理機能、多様な実需者のニーズに応じた機能を備えていくこと、さらには、委員からご指摘もありましたように、第七次、八次の整備計画で位置づけられてきたこと、取り分け第七次においては、市場関係者もご案内だと思っておりますが、長きにわたって東京都と市場の業界との間でいろいろなご議論や調整がなされ、そして積み重ねられた結果として第七次の計画が出てきていると。

ただ、その土壤汚染のことについては、私たち一般の人々がどこまで認知できるのかということについては、前提が私たちは専門的知識を持っていないということ、技術会議、専門家会議のその報告書、あるいは対策を前提にして判断せざるを得ないと。もしそこを否定するとすれば、それに代わる科学的な根拠を示していただかなければならないのではないかということもあって、その内容について、計画部会では、その対策がいいのかどうかということについてはお話しは出ませんでした。ただし、そのリスクがあるということ、そのリスクに関する事項について関係者が意見や情報を提供し、交換していくようなリスクコミュニケーションの場を今後もずっと維持していくような装置なり仕組みを作るべきだということ

では、意見が全員一致でございました。

そういうことを考えますと、今の築地市場が老朽化している、そして非常に危ない状況にあるということ、それから時代に対応できていないということを考えますと、やはり豊洲新市場の整備を進めていくべきではないかという方向がその第六回目の計画部会において示された。ただし、前提は、お話ししたように、リスクコミュニケーションをしっかりと取ること、それから、豊洲新市場が新しい市場モデルになるべきという方向の場合に、そうした国際標準に合致するような高度な衛生管理が実現できるような整備ができるかどうか、それから物流効率のよい市場を本当に作れるのか。取り分け重要なのは、この新しい市場が関係者全員が納得いくような方向で進められるのかということについて、私たち計画部会としては、そういうような意見を踏まえた上で、この豊洲新市場は一つの方向性として整備を進めていく必要があるというような判断をした次第です。

以上です。

○馬場委員　ありがとうございます。ご丁寧にご説明いただきました。

私も心配しているのは横山先生と同じことで、リスクがあるままで―豊洲の土壌が安全ということが確認されないまま、リスクを背負ったままこの豊洲新市場が新市場として確定をされてしまうということについて、やはりまだ私もはそれでいいのかという心配をしています。

今お話しのように、豊洲の新市場も新市場の一つとおっしゃられたというふうに思うんですが、そうしたこれからの答申案を出されるときに―今まで、前回までは、この土壌汚染の問題は、前の審議会から四年半、審議会が行われていません。しかし、この間、議会、知事も含めて、私も、検討してまいりました。その結論はまだ出ていないというふうに、リスクがあるというふうに私も思っておりますので、その部分を今回のこの答申案で新市場を今までの審議会の答申どおり豊洲ということに決めていただく

ということについては、私どもは、今の状況ではそういう答申案ではちょっと納得いかないというふうに思っております。

○横山会長代理　ちよつと誤解があるといけませんので、今後の卸売市場のあり方の一つの市場だと。機能が様々あるわけで、そうすると、こうした高度な設備、時代、国際競争力にも耐え得る、あるいは首都圏への食の供給ということ、中核的な拠点市場ということの役割を今後も果たしていく市場が必要だと、東京都の卸売市場にはですね。そうしたときに、今の築地の市場ではそうした機能が果たせないではないかと。そういう点で、豊洲新市場については今後の卸売市場のあり方の一つのモデルの方向性を示せるような、そういうようなことが期待できるというふうにご理解いただきたいと思えます。

○馬場委員　分かりました。私どもは、申し上げましたように、今回の答申ではまだ豊洲地区への移転ということを確認できないというふうに思っておりますので、最終答申に向けて、この文言についてはできるだけその旨、検討していただけますようお願いして……

○横山会長代理　承ります。

○馬場委員　終わります。

○福永会長　どうぞ。

○川井委員　ここで馬場委員と議論するつもりは全くないんですけども、まず、この審議会というのが知事から諮問されてというところが一つあるんだろうと、こう思っております。同時に、七次、八次の中で豊洲移転ということが決定しているこの中で、そして、今回、豊洲だけでなく市場全体に対してどうあるべきかという議論だろうと思っております。同時に、その中の一つ、豊洲の議論で汚染土壌という形のもの、これは、この審議会は汚染土壌が安全化されるかされないのかという議論の場ではないのであって、当然、技術会議だとか専門家会議、そういうものを尊重していくことなんだろうと、こう思っております。

し、加えて、先ほど冒頭に言った、知事の諮問機関であって、その知事が判断して進めるということですから、それを含めた形の中で――全体の整備基本計画という案をつくる中で、当然それも含めた答申をしていかなければならないんだらうと思っております。

同時に、今、議会の中でいろいろ議論している意見の違いというのが大きくあるわけではございません。というのはなぜかというところ、豊洲に反対するわけではない。汚染された土壌に対してこうなんだというご意見なんです、たまたま意見の違いということであるならば。大きく豊洲移転に反対ということを真っ向から出しているというところの議会の議論というのはないはずなんです。豊洲移転に基本的に反対ではないけれどもという――これは議会の議事録等をご覧になっていただければ分かるわけでございますので、そういう中から判断して、私は、これから基本方針をきちつと作るに当たって、あくまでここに諮問された中での範囲できちつとこれからの将来の都民に対して応え得るだけの市場全体の十一市場の中でどうなのかと。そして、将来、都民の要望に応えられる食の安全、あるいは安定的な供給、そういうもの全体的な議論であろうかと思っております。その中で、最後に述べている、これからの一つのモデルとしての作り上げ方が、あるいはそれが一つの大きな日本全体の市場に対しての指針みたいなものを作るべく計画になり得るチャンスであるのかもしれない。そういう大きな部分での捉え方をいただければありがたいと、こう思っております。

○横山会長代理　貴重なご意見、ありがとうございます。

○福永会長　どうぞ。

○川田委員　二点だけちよつとご質問させていただきます。

一番最初の一ページ目の「流通チャネルの多元化と市場外流通の増大」、こういう文言が出ておまして、実はこの前の国の卸売市場のあり方、将来方向に関する検討会、出ておまして、これもそのときにご意

見として申し上げて、変更になったと思っただらなっていない点が二点ございました。

一点は、流通チャネル多元化云々というところで、内容を見てみますと、生産者、農業生産法人、出荷団体等との直接取引、宅配を利用した販売、産直、これらすべて読み方からすると国内の生産物、これについてこんなようなことで流通が多元化して市場外流通が増えております、こういう読み方ができると思っておりますね。それとともに、参考資料で、十ページの二―一、市場経由率の推移というところがございまして、これをあわせて見ると、そういった市場外流通が増えたがために市場流通が減っていると、こういう読み方ができる、そういうふうに見えるんですけども、実際のところは、これも先生に前から申し上げているんですけども、国内の生産物の青果物の九〇％は市場流通をしておるんです。これは平成に入ってから数字は落ちておりません。ただ、平成十九年、このときに三％落ちているのは、毒入り餃子事件があって、加工業者は一斉に国内の野菜を原料として使ったと。こういうことがあって、輸入が減って、国内のものが加工になったがために市場経由率が三％減りましたけども、依然、それを見ても約九割は市場に流れていると。

なぜ下がったかという点、十ページの下に書いてありますように、国内で流通した加工品を含むものなんでしょう。ですから、先ほど申し上げた毒入り餃子のキャベツすら、すべての野菜の消費量に入っているうちの卸売市場を経由したものが何％かという点、六〇％強ですと、こういう話でございます。果物についても、ジュースも含めて、海外から、ブラジルから輸入されたオレンジの量も含めて、すべての消費の中で市場流通はどうだったかという点、五割強だと、こういう話でございますので、その点はぜひ外さないでいただきたい。

○横山会長代理　ありがとうございます。

○川田委員　それからもう一つ、やはり委員会でも申し上げたんですが、ワールドチェーンのところでもござい

す。四ページの四のAに書いてありまして、Aのところでは、「卸売場等の低（定）温化によるコールドチェーンの確立」と、こうなっておりますが、これは全く賛成なのであります。下の文言を見ますと、「低（定）温卸売場を積極的に整備していく」と、こういう文言になっております。これも国のときはかなり強く申し上げたんですけれども、卸売場というのは、これはストックポイントではなくて、いかに速くデリバリーを行うかというための施設なんです。ここをコールドチェーンのために低（定）温化してクロウズにしてしまうと、物流は非常に滞るわけです。何が必要かということ、市場全体の機能として、ストックポイントとしてのコールドチェーンを切らさない施設は必要でないと。市場の強化のための施設としては必要である。ただ、卸売場という限定をしようとする、それは非常にクローズになってしまつて、物が動きづらくなる。ですから、これは市場の中のコールドチェーンに対応する施設を造つて確立を図ると。こういうことにしていただかないと、逆に止めてしまつて、そういうことになるわけでございます。これは国のときにはうまくすつと流れたんですけれど、またここで卸売場に戻つてしまったので、是非ご検討いただきたいと思ひます。

○横山会長代理　ありがとうございます。貴重なご意見、どうもありがとうございます。

○福永会長　どうぞ。

○伊藤委員　私、業界の一人なのでございますが、先ほど馬場先生、それから川井先生からいろいろ市場について大変ご心配をいただきました。いろいろご注意を含めてご発言がございました。

馬場先生のおっしゃった二番目の点の事業者との間のやりとりはどうなっているかということでございます。一人でございます。ヒアリングについては、私もそのヒアリングに出させていたでいて、意見を申し上げた一人でございます。ただ、先ほどお話がございましたように、大変業界も多いし、それぞれが十分な時間を使つてお話ししたというわけではございませんけれども、意見はそれぞれに申し上げております。



なお、今回のこの骨子案でございますけれども、これ全体を正式に拝見したのは今日が初めてでございます。私どもと委員の先生方との間でのやりとりというものは、これを巡ってはまだ特にございません。これからよく十分にこれらを読ませていただいた上で、またいろいろご意見その他、申し上げていきたいと思っております。

ただ、私、ざっと先ほど伺った範囲の中では、大変バランスのとれた、今の市場について大体全体をよく見て表現されていると思うんですが、ただ一点、一つは、例えば豊洲の新市場についても、いわゆる理想的な市場をつくると、機能的にも大変優れたものにするんだということがございますけれども、一方では、今の業者の置かれている環境、それからほかの場外流通その他との競合の中で大変に苦勞していると。しかも、なかなか利益を上げられないという状態の中でこれをしていくわけですけれども、これに関しては、特に使用料ですね。使用料が、ここで十分にこれから検討していくということはございますけれども、これにとどまらず、これの負担によってこういう本来の公共的な役割、使命ができないようなことでは大変ですから、使用料については十分にそうした仕事ができるようにご配慮願いたいというのが私どもの今の一つの希望でございます。

それから、豊洲に関しては、先生、大変ご心配でございまして、先ほどお話が出ましたように、土地の安心・安全という観点から見ますと、私どももちろん一番大事な問題でございまして、食材を扱う場所としてそれがいいのかどうかという点はご心配、ごもつともでございます。ただ、先ほどから先生がお話ございましたように、何回も専門家の会議、あるいは技術者の会議、さらにはそれに加えて実験までなさっております。そうした中で、こうやれば、こういうふうにやれば一番いい状態で土壌がきれいでできると、それで安心して新しい市場がここに作れるんだということでございまして、私どもはそういう作業が十分にきちんに行われて、そして安心が、安全が確認された上で新しい市場をここに建てるというこ

とを希望しております。

そういうことで、ただ、築地の場合には本当に老朽が激しいものですから、もう今のままでおったのは安心して品物を取り扱っていくことも非常に心配でならないということでございますので、一日も早く新しい設備のもとで仕事ができるようにお願いしたいということが私どものお願いでございます。

それから、先ほど川田委員のほうから經由率のお話ございましたけれど、水産の関係でいえば、生鮮、冷凍、加工という三つの種類に分けて見えますと、生鮮に関しては、ここ何年、ずっと長い間、取扱いの規模はほとんど変わっておりません。逆に、加工品であるとか、あるいは冷凍品であるとか、そういうものが場外流通、あるいはいろんな形でのお取引があることによつて、市場の經由率、その部分は下がっておりますけれども、生鮮に関しては全く変わっていない。むしろ若干ずつながら増えているというのが現状でございます。それだけ申し添えておきます。

○福永会長　ありがとうございます。ほかにご質問等ございますでしょうか。どうぞ。

○大北委員　私は都民というか、消費者の立場で少しお願いしたいことがございます。

今までずっと伺っていますと、これから大変立派な市場が豊洲にできるようになっています。非常に安心しているんですけども、実は品質とか供給がきちんとできても、さつきから出ております一部土壌の汚染ですね。私たちは、都民として、消費者として、そこら辺が一番関心があるところなんです。それで、地方の方に会つても、「豊洲に今度できて、あそこは大丈夫なの」とまず聞かれます。そのときに、大変綿密な研究や、それから対応をしてくださっているのは、ずっとこの委員会に出ながら、また都の説明を受けながらそれは納得しているんですけど、どうしてそんな気持ちになるかといえ、私たちが、後でこれを知りました、情報を。そういうことがあるとやはりきちんと情報を開示していただく、それから信頼できる都の行政であつていただきたい。そして、私たちが信頼して納得ができるような方向できちんとそういう

ところを説明してくださり、そういうことを都の行政の方とかこの委員会がやっぱりしていく必要があると思います。

それでもう一つ、私たち、この豊洲の市場は、都民としては一人一人のものなんです。豊洲にできるこの場所は、豊洲駅から二つゆりかもめを乗らなければ行かれないんです。こういうことが―かごを一つ持っていくお店の方もいっばいいます、今、築地では。そんな人たちにもっと簡単に、あまり高くない交通費で行けるようなところにしていただきたい。そうしたら、私たちが利用できるそうですから、本当に開かれたという意味での市場になっていくと思いますので、その辺もぜひお願いしたいと思います。

○福永会長　これは行政の方で答えてください。

○宮良幹事　貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。実際に土壤汚染、あるいは整備を担当している部長をしております宮良といいます。

一つ目の土壤汚染のお話なんですけども、地方の方に会うと全く知らない、そういうお話がありました。確かに今まで私ども、土壤汚染対策につきましては、専門の方に専門家会議、技術会議、何回も今日の会議でも出ていますが、専門的な見地から十分な、法律上、あるいは人が実際に一生住んでも大丈夫だと、そういうふうにいただいています。実験までやりました。ご指摘いただきました。お叱りを受けています。そういういった内容を広く都民の皆様には知らせると、それは当然なんですけども、これまでホームページとかパンフレットを作ってきました。ただ、今お話にあるように、本当に限られた人だけ、あるいは土壤汚染対策の内容が科学的なことなのでなかなか分かりにくい。そういうお話を承りまして、お叱りを受けていまして、真摯に反省をして、一つは、例えばもう既にやっているものもあるんですが、視覚的に対策の内容が分かるDVDなんかを作りました。

それから、そういういったDVDとかパンフレットを、東京都には十一市場あるんですけども、地域の皆さ

んに集まっていたかどうかのようなチャンス、何があるかということ、市場まつりというのをやっております。そういった中、要するにそういう機会を利用させていただきまして、そういった内容をお話しするか、パンフレットをお配りしています。それから、これもやっておりますが、例えば地元の町会の人にもお願いして、地元にお話ししたり、それから委員にもお願いして消費者のほうにもご説明に上がりました。

こういったことも当然引き続き行いますし、今予定しておりますのは、実際の築地とか豊洲の予定地ですが、こういった状況にあるのかを都民の方に知っていただくためにバスのツアー、そんなことも企画しております。

今お話をいただいたことは真摯に受け止めて、私どもとしても今後ともあらゆる機会をとらえて多くの都民の方、あるいは市場関係者の方、ご理解いただきたいと思います。情報提供をして、東京都の話は信頼できると、そういうことを引き続き努力してまいりる所存なので、よろしくお願いしたいと思います。

それからもう一つ、交通アクセスのお話なんですが、確かに公共交通機関としてはゆりかもめ。ご存じのように、市場は物の流通の拠点なので、業界の方は車とかが多いんですけども、確かに今お話がありましたように、公共交通機関を使って来られる方もおります。そこで、ゆりかもめに加えまして、更にやはり利用者の利便性を考えまして、例えばバス交通ですね。バス交通も、一つは専属のシャトルバスとか、それは具体的には豊洲の駅からシャトルバスとか、あるいは、周りは幹線道路が将来でき上がりますから、そうしますと新橋方向からのバス交通とか、いろいろなことを今考えていまして、そういった公共交通機関も充実を図ってまいろうと、そういうふうに考えております。これもまた引き続きよろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

○福永会長　ほかにご質問等ございますか。どうぞ。

○柳ヶ瀬委員 計画部会、お疲れさまでございました。ありがとうございます。

私からは一点だけ、大きな質問というか、大きくりな質問をさせていただきたいと思うんですけども、この概要の紙を見ても、現状の分析があつて、卸売市場というのはいろんな役割を担っていることがあつて、方針があつて、その後に具体的な対策というのが書かれているわけですけども、卸売市場がどこを目指していくのかということがあまり書かれていないのかなというふうに思います。

例えばこのペーパーの中では、卸売市場経由率が六割ということで、これが問題であるということの認識なんだろうというふうに読み取れるわけですけども、さつきほかの委員から六割というのはどうなんだという現状に対してのご発言もありましたけれども、これが問題であるとするならば、じゃ、どのくらいこの程度が妥当であると考えられるのかということですね。また、その取扱数量が減少傾向であるということであるわけですけども、どれくらいの取扱いをしていくべきという具体的な目標、それが方針と具体策の間にあるべきなのかなというふうには私は思うんですけども、その辺についての議論が、これがなされたのか、またこれからそれはされるのか、その辺について、いかがでしょうか。

○横山会長代理 それでは、お答えをさせて、またご出席の委員からも少し補足をしていただきたいと思います。

今、大きな社会構造の変化、取り分け高齢化ということで、買い物難民も出てきています。公共性ということかというと、いわゆる市場外流通は市場の論理で経済合理性に合った経済活動、市場メカニズムを通じた食の供給ということが主でございます。東京都は、やはり今回公共性を重視したということの中には、どういうことかというのと、すべての都民の皆さんにそうした食を供給するという根源的な役割を卸売市場が果たしているのではないかということ、そこをもう一回考えてみたいと。

そうすると、今お話しのように、市場流通がどの程度が望ましいのかといったときに、その卸売市場の役割を今後東京都としてどういうふうに考えていくのかというのは、恐らく議会、知事を含めて、この審

議会は審議会です。それぞれの委員のお考えを反映させながら、先ほどお話のありましたように、川井委員からありましたように、知事への意見具申ということで意見は申し上げますが、そのときに卸売市場の公共的役割をどういうふうに考えるのかと。これは非常に重要なことでございまして、それについて今後具体的な数値目標がないではないかというのをご指摘のとおりでございます。何割が望ましいのかと、それに向けてやることはどうなのかといったときに、そうした具体的な目標について審議会が数値目標を掲げることがいいのかどうか、ここについては計画部会としても慎重であったと思います。具体的な数値目標を挙げた議論は一切してございません。

そういう点で、ただ、今回、今までの基本方針とは違って、あるいは使用料の話もそうなのでございませぬが、どこまで使用料という、いわゆる受益者負担なのか、あるいは一般の納税者が公共利益として受けている部分なのかということについて、これから煮詰めなくちゃいけないところもあると思います。基本的には、そうした都民がどの地域に暮らそうと食の安全と安心を供給する役割を卸売市場は担っているかなければいけないということについて、計画部会のメンバーは全員一致で、ただ単に市場の論理ですべて済むという認識ではないというふうに理解しております。

木立委員と西尾委員、何か補足がありましたらよろしくお願いいたします。

○木立委員　日本の場合、依然として市場経由率六割ということで、世界的に見ると非常に高いと。先ほど川田委員がおっしゃったように、実際はもっと高いというふうな見方ができる。欧米ですと、国にもよるんですが、二、三割に下がってしまったという。ということは、要するに量販店なりが正に市場外流通というチャネルを非常に大きくしている。ただ、日本の場合ですと、産直というか、市場外流通比率の数え方も非常に微妙なんです。それは市場外流通と市場流通の境界が非常にあいまいで、一応市場外流通に見えても実は卸売市場の業者が関与していたりもしている。

そういったことはありますけれども、先に話を進めると、大手量販店も特にすべて市場外流通にシフトするという、つまり欧米型の比率、マクロの比率を個別企業ベースで、つまり八割を市場外流通で調達するのは多分考えにくい。それは恐らくいろんな要因がありますけれども、例えば地価が日本は非常に高いですね。首都圏でそういう流通センター、生鮮のセンターを作るとするのは非常にコストがかかる。そういう意味では、アウトソーシング。ですから、何らかの中間業者にやはり調達機能を依存するという行動が一般的であって、その場合に、卸売市場、あるいは卸売業者がどれだけ対応できるのかということがあ

ると思います。

今回の基本方針の考え方は、基本的にそういった量販店、大手スーパー部分は市場外に任せるというような欧米型ではなく、日本の場合ですと、やはり卸売業者、中間業者の役割が重要だという基本的なスタンスに立って、そのことがいわゆる多様な品ぞろえといったらいんでしょうか、要するに大量効率流通というのはボリューム増に絞り込まれますから、そのことは最終的に消費者の食は非常に貧しいものになると。そこを大型スーパーが全部内部化できるかという点、非常に難しい。効率が低くなりますから、いわゆる商品回転率の低いものまで取り込むというのは非常に高コスト構造になる。大手スーパーもバイヤーを減らしています、もうかつていない中で。

そういう意味で、東京都民が豊かな食生活、いわゆるバラエティーというか、多様な地場のものであったり、少量の沿海物の鮮魚であったりを食べることができるのは、やはり卸売市場というのが非常に重要な役割を果たしている。

そういった部分を考えて、基本的なスタンスとして、先ほどから市場の公共性という議論をしています。やはり東京都民、あるいは首都圏の消費者に対して、世界に誇れる東京に來たら東京の食は豊かなんだと、観光客を増やすめたにも、そういう意味での市場が持つ多面的な機能というのは非常に重要だと

いう基本スタンスで取りまとめているということ、数値ということになりますと、なかなかそこは非常に難しい問題が、条件依存的なものですから、卸売市場を取り巻く環境要因というのはあまりにも複雑です。ですので非常に難しいということ、積み上げをもしする場合、市場間のネットワークと言いながら、例えば競合する部分があったり、そういう意味ではなかなか数値目標を出すには非常に難しい部分がある。そして、それは小売側の戦略にもよりまずし、卸売業者、卸売市場の業者がどれだけ実需者なりのニーズに対応していくかということにも依存するので、なかなか数値目標は立てにくいというのが率直な現状だと思います。

○横山会長代理　西尾委員、何か。

○西尾委員　もう十分、部会長、あるいは木立委員がお話くださったとおりでございまして、数値目標というのはある意味とても分かりやすいんですけども、それだけがひとり歩きしてしまって、最終的にはそれを満たすためにいろんなことがねじ曲げられたりすることがあるんですね。それよりも、何度も申し上げておりますように、まずは卸売市場が都民にとってどうあるべきかということから始まって、根本的なところに立ち戻って今回はいろいろと計画を立てさせていただいておりますので、あえて数値目標というような議論は一度もございませんでしたし、それもある意味、対国民、対都民の方に対して非常に重要かもしれないけれども、今申し上げたような危惧から私も必要ないというふうに判断しておりました。以上です。

○柳ヶ瀬委員　ありがとうございます。ご丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。

私も、数値目標、ちょっとこれは後にして、例えば經由率を上げていかなければいけないのかとか、取扱数量が現状のままどこに書かれている三点の公共的役割というものを果たせるのか、それとも、もうちょっとシェアの伸ばした方がよりこの安全性に寄与できるのではないかとかですね。例えば数値ではな



かったとしても、それを増やしていくことがいいのかどうかということはあるにしてもいいのかなというふう  
に思ったということが一点ですね。

もう一つは、数値ということに関していうと、具体的に例えば今、新市場を建設しようという話になっ  
ているわけですね。そのときに、この新市場がどれくらいのボリュームの取扱いをしていくのか、妥当な  
のかどうかというのをこれはやっぱりはっきりと示さなければいけないですね。豊洲なのかどうかと  
いうのはわからないですけども、そのときにどれくらいの取扱数量を目指していくのかという方向性が  
あって、それからこれぐらいの箱が必要だろうということになっていくと思うので、その点についてはど  
うなのかなということを確認をさせていただいたところでございます。

意見でございますし、何かございましたら答えていただいても結構ですし、以上でございます。

○横山会長代理　その辺につきましては、数値のことについては、今、委員も含めて、私どもとしては、この  
計画部会で数値を挙げてどうこうという議論はしてございません。ただ、事務局の方で今の委員のご質問  
等について何かお答えがございましたらお願いいたします。

○大舩幹事　市場経由率につきましてちよつとご説明させていただきますけれども、先ほど川田委員のほうか  
らご指摘ありましたように、経由率、細かく見ますといろいろございます。ただ、全体で非常に―平成元  
年度は八割前後あったものが今現在は六〇%前後になっているということ、大変厳しい状況にあるとい  
うことは、この中間報告の根底にあるのかなと思っております。その上で、先ほど来お話がありますよ  
うに、どうすればこの卸売市場が将来のために役割を果たせるのかと、そういう議論があったと認識して  
おります。ここでは、市場の機能強化、活性化といった観点から、いろんな施策をやることによって市場経  
由率を回復していきたいと、こんなような思いでございます。

私の方からは以上です。

○野口幹事　私の方から、少しご参考までに、新市場のお話が出ましたので、新市場の方の取扱量というのは、今現状で築地の中で、取引をしていこうと、取引をしたくてもやはりできないという、こういったスペース的な制約の問題がございまして、そういったことから、過去、この取扱いにつきましては、一つは、東京都の中で築地が占める事業量をもとにして改正した場合にどれぐらいが妥当なのかと。そういうこととあわせて、業界の方々にもどのぐらいの荷が引けるのか、どれぐらいの量が扱えるのかと。そういったものも協議会等で検討させていただいて、そういった上で設定をしているものでございます。

それで、新市場の方は、日量、水産であれば二千三百トン、そして青果であれば一千三百トン、そういったものを目標にしておりますけれども、そういったことも含めてご協議をさせていただいて、実は当時、かつてのピークであったときというのは、例えば水産であれば平成元年ごろの日量二千七百トン、そういったものが一番多い時期がございました。そこまで何かを戻して拡大しようと、そういうわけではなくて、やはり受け入れる許容量の問題と、そして市場施設の機能を最大限有効活用できた場合どういったことができるのか、そういったことを含めて決定をさせていただいたものでございます。

○福永会長　どうぞ。

○川田委員　先ほど申し上げた経由率で少し誤解があるんだろうと思うんですけども、我々、申し上げたのは、国内での生産物の九割をやっているということと、じゃあ、市場経由率が何で下がるかということなんですけど、これは消費者が例えば果物でいえばジュースを飲む、果物、ミカンを買うよりもオレンジジュースを買う。あるいは、野菜でいえば、自分で刻むよりも買った野菜、あるいは加工した野菜を買ってくる。要は消費者行動が加工品に移ってきているんです。生での消費をするような購買行動にないんですね。変わってきたんです。がゆえに市場経由率は下がっている。こういうことでございまして、だから、我々としては、じゃあ、加工品も市場に取り込むのかどうかと。これはまた別の議論です。そうすれば、ここに

出ている数字は上がってくる。ただ、我々の機能としては、今、生鮮を取り扱うことに特化して、これについていろんな附帯をつけて増やすかどうかという議論はまた別にあるだろうと思っておりまして、そこがちよつとごちゃごちゃになると、市場の今ある機能はどうなったと。先ほどのコールドチェーンを確立するというのは、まさしく生をいかに流通させるか、こういう施設でございしますので、そこはちよつと違う議論になっていたと思っております。

○福永会長　ありがとうございます。

それでは、もしご質問等ほかにございませぬようでしたら、これでご質問等については打ち切らせていただきますと思います。

いろいろとご意見、ご要望、あるいはご提案を賜りましたが、本日ここでご論議いただきました整備基  
本方針の方向性というものにつきましては、おおむね了承いただいたものというふうに存じますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○福永会長　ありがとうございます。それぞれ熱心なご論議をいただきました。方向性につきましてはご了承を賜りました。

計画部会の委員の皆様方には、さらにまた、いろいろとご迷惑をおかけいたしました。本日頂戴いたしましたご意見、ご要望、ご提案等を踏まえまして引き続きご検討をいただき、本年の四月を目途に最終報告を取りまとめさせていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

四、市場長あいさつ

○福永会長　それでは、以上をもちまして本日の審議会を終わりとさせていただきますが、閉会の前に岡田中央卸売市場長よりあいさつがございます。

○岡田幹事　中央卸売市場長、岡田でございます。閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、委員の先生方におかれましては、お忙しい中ご出席を賜りまして、またこのような活発なご審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。特にただいま中間報告という形でお話しいただきました計画部の各委員の先生方におかれましては、八回にわたりまして熱心にご審議をいただきました。誠にありがとうございます。先生方には、これから四月に向けまして最終報告という形で更にご検討いただくこととなります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日のご議論の中でいただきました市場の公共的役割ということでございますけれども、これは私どもが日々の業務の運営の中で常に考えておかなければいけないことであるわけでございますけれども、今日のご議論いただきましたことにつきまして、改めて私ども、心に留めて、日々の業務を行っていききたいと思っております。

福永会長をはじめ委員の皆様方におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。私の御礼のあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。

○福永会長　どうもありがとうございます。

## 五、閉会

○福永会長　本日予定をいたしました議題はこれをもちまして終了させていただきます。と思っております。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、また長時間にわたりましてご熱心にご意見、ご提案等を賜りまし

て、本当にありがとうございました。

これをもちまして第六十六回東京都卸売市場審議会を終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

午後三時五十分 閉会